

新型コロナウイルス感染症軽快報告書について

東海市教育委員会

新型コロナウイルス感染症が軽快し、登校する際には、下記を御確認の上、裏面の「新型コロナウイルス感染症軽快報告書用紙」を保護者の方が記入（医療機関による記入は不要）して、学級担任へ提出してください。

全ての児童生徒の健康と安全のため、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

学校保健安全法の規定に基づき「出席停止」となります。

「出席停止」となった期間は、「登校すべき日数」には入りません（欠席には数えません）。

2 出席停止期間の基準・数え方

「発症した次の日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した次の日まで」が基準とされていますので、それを目安に、学校を休んで回復に努めてください。

【早見表】

発症 軽快	発症 0日目	発症 1日目	発症 2日目	発症 3日目	発症 4日目	発症 5日目	発症 6日目	発症 7日目	発症 8日目
1日目に軽快	発症	軽快	症状が軽快後1日				登校可		
2日目に軽快	発症	発症	軽快	症状が軽快後1日			登校可		
3日目に軽快	発症	発症	発症	軽快	症状が軽快後1日		登校可		
4日目に軽快	発症	発症	発症	発症	軽快	症状が軽快後1日	登校可		
5日目に軽快	発症	発症	発症	発症	発症	軽快	症状が軽快後1日	登校可	
6日目に軽快	発症	発症	発症	発症	発症	発症	軽快	症状が軽快後1日	登校可

